

販売時説明義務の緩和

(犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討)

1. 現状

(1) 法制度 (主な関連条文等)

○ 動物愛護管理法 (抜粋)

(基準遵守義務)

第 21 条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 (略)

○ 動物愛護管理法施行規則 (抜粋)

(遵守基準)

第 8 条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 販売業者にあつては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあつては、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ホ 適切な給餌及び給水の方法

ヘ 適切な運動及び休養の方法

ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル 性別の判定結果

- ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- カ 生産地等
- ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
五～八 （略）

2. 主な論点

- （1）施行規則第8条に基づく販売時説明義務の緩和（説明項目の省略）は可能か。また緩和する必要性はあるか。
- （2）施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

3. ヒアリングにおける業界の主な意見

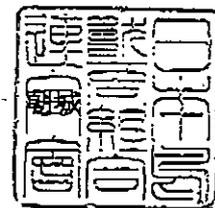
- ・ 販売時の顧客への説明については、犬・猫のように1時間とか2時間とかの説明は、小動物で500円、1,000円で販売している動物についてはこれを同様に行うことは困難。
- ・ また、例えば、生産地の問題では、小鳥を最初5、6羽仕入れて同じカゴに入れて、その後1羽売れ残ったら、そのカゴに他の産地の鳥を入れると産地が区別できなくなるので別のカゴで管理しなければいけない状況。これを改善してほしい。

4. その他関連資料（別添添付）

- 日本鳥獣商組合連合会の作成資料（別添1）
- 事前説明事項の緩和（斟酌）の可能性の考え方の一例（別添2）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長 西山 理行 殿

日本鳥獣商組合連合会 理事長 河野



顧客に対する事前説明事項

*販売に当たっては、文書で説明し、顧客の署名等による確認を行うこと等が義務付けられている。

販売業者

①品種等の名称

②性成熟時の標準体重、標準体長、

*小鳥、小型ハムスターでは生後30～40日の体重と、体長はほとんど変わりはありません。

販売時の2倍～5倍には成るものではなく説明の必要ないと思います。

身体の成熟度はあるものの体長、体重は殆ど変化はなしです。(肥満させたものは別です。)

③平均寿命其の他飼養期間に関する情報、

④飼養又は保管に適した飼養設備の構造及び規模、

⑤適切な給餌及び給水の方法、

⑥適切な運動及び休養の方法、

⑦主な人と動物の感染症其の他、当該動物がかかる恐れの高い疾病の種類及びその予防法、

⑧不妊又は去勢の措置の方法および費用、 (哺乳類に属する動物に限る)

*ハムスター、モルモット、に付いては分別飼育により、むやみな繁殖を避けることを説明すればよいと思う。

⑨みだりな繁殖を制限する措置、

*⑧と同じ

⑩遺棄の禁止その他其の他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

⑪^(性別)生別の判定結果

⑫生年月日（輸入等された動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては推定される
生年月日及び輸入年月日等）

⑬不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

⑭生産地等

*小鳥、ハムスターにあつては生産地表示をわかる範囲で表示する。

（例えば6羽仕入れて5羽売れたとした場合に1羽の為に容器が1個必要となる。）

⑮所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

⑯当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

⑰当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者から聞き取り等によつても知ることが困難であるものを除く）

⑱当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

日本鳥獣商組合連合会と致しましては、②番、③番、⑭番、ご検討を頂けたらと考えております。

以上、

平成22年11月30日

○ 販売業者に係る顧客への事前説明事項の緩和(斟酌)の可能性の考え方の一例

<主な小動物の動物種別一覧>

(○ = 説明必要、△ = 説明省略可能、× = 説明不要)

顧客への事前説明事項	ウサギ	モルモット	ハムスター	フェレット	小鳥	カメ
1 イ 品種等の名称	○	○	○	○	○	○
2 ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	○	○	△	○	△	○
3 ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報	○	○	○	○	○	○
4 ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	○	○	○	○	○	○
5 ホ 適切な給餌及び給水の方法	○	○	○	○	○	○
6 ヘ 適切な運動及び休養の方法	○	○	○	○	○	△
7 ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	○	○	○	○	○	○
8 チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)	○	○	○	○		
9 リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)	○	○	○	○	○	△
10 ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	○	○	○	○	○	○
11 ル 性別の判定結果	○	○	○	○	○	○
12 ヲ 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)	○	○	○	○	○	○
13 ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)	○	○	○	○		
14 カ 生産地等	○	○	○	○	○	○
15 ヨ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)	○	○	○	○	○	○
16 タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	○	○	○	○	○	○
17 レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)	○	○	○	○		
18 ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項	○	○	○	○	○	○

※ 本表は、動物愛護管理のあり方検討小委員会における検討の際の参考に資するべく環境省が作成した資料であり、環境省の方針を示すものではない。

